

決議案第3号

イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 加増充子

〔提案理由〕

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の人道危機は、深刻な状況となっており、この状況を一刻も早く止めるために、緊急な行動をとることが求められる。地方議会としても、ガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求めるため、本決議案を提出するものである。

## イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦で平和の実現を求める決議案

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ自治区・ガザ地区の状況は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。既にガザ地区にある家屋の半数以上が破壊され、約220万人の住民の約80%が家を追われていると報道されている。国連のグテーレス事務総長は、12月6日に国連安全保障理事会に書簡を送り、パレスチナ自治区・ガザの「人道的大惨事」を回避するため、全面的な人道的停戦を宣言するよう安全保障理事会に対し求めた。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによるイスラエルへの無差別攻撃によるものとされているが、民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難するとともに、ハマスに対し人質の即時解放を求めるものである。

しかし、いかなる理由があっても、イスラエルが「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復でガザ地区の難民キャンプ、病院への大規模攻撃などジェノサイド（集団殺害）を行うことは決して許されるものではない。

国連安全保障理事会は、11月15日、「人道的な（戦闘の）一時休止」を求める決議を採択しており、各国政府と国際機関はガザ地区の深刻な人道的危機を一刻も早く止めさせるために緊急な行動をとることが求められている。

日本政府は、イスラエルに対し民間人を犠牲にする軍事行動を即時停止するとともに安保理決議を遵守するよう、また、イスラエル・パレスチナ自治政府の双方に対し停戦の交渉に応じるよう、外交努力を尽くすことを強く求めるものである。

令和5年 月 日

茨城県取手市議会